

令和5年6月 日

(名称) 上三川町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>町内の地域間での公共交通サービスの平準化による公共交通空白地の解消及び高齢者や自動車免許を持たない者等の移動手段の確保を図るためデマンド交通を導入しました。</p> <p>公共交通空白地の解消及び高齢者の通院から日用品の買い出し、学童の塾通いなど多くの世代にとって欠かせない移動手段となっており、運行の継続が不可欠です。一方で、町の運営努力だけでは運行の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>令和4年度～令和6年度</p> <p>デマンド交通「かみたん号」の利用者数15,200人以上/年とする</p> <p>デマンド交通「かみたん号」の運行収支率を20.0%以上/年とする</p> <p>(地域公共交通計画 P35参照)</p>
(2) 事業の効果
上三川町民の「生活の足」としてデマンド交通「かみたん号」が持続可能な運行ができる
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>自動予約配車システムによる効率的な運行方法の検討 (上三川町・事業者)</p> <p>近隣市町の運行するデマンド交通との相互利用の促進 (上三川町・近隣市町)</p> <p>公共交通利用促進のPR (特に小中高校生を対象とする) (上三川町・事業者)</p> <p>(地域公共交通計画 P37参照)</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
上三川町から運行事業者への支払額については、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施</li> <li>・利用者アンケート (郵送による無作為調査)</li> </ul>
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和元年5月29日	令和元年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和2年7月27日	令和2年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和3年6月22日	令和3年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和4年6月21日	令和4年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
令和5年6月16日	令和5年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。 地域内フィーダー系統確保維持計画について
19. 利用者等の意見の反映状況	
<p>アンケートにより10代の周知率が他の世代に比べ低かったことを受け、かみたん号に折り紙のデザインのラッピングを施し認知度向上を図った。また、かみたん号を模した車の形になる折り紙を作成し、町内の小中学校生及び上三川高校生に対し、チラシと合わせて配布した。通勤・通学の際に目に留まるように路線バス会社の協力を得て、車内にかみたん号のチラシを配置した。</p> <p>令和4年度の10歳未満及び10代のかみたん号利用者数は、他の年代と比較して伸びていることが確認できた。引き続き若いうちからデマンド交通に慣れ親しんでもらうためにも周知を図っていく。</p>	

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)

(所 属)

(氏 名)

(電 話)

(e-mail)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。